

2025年2月28日

最高裁判所第二小法廷 御中

令和6年(オ)1067号

令和6年(受)1368号

上申書

ホームヘルパー国家賠償訴訟を支援する会
宮下今日子

私は長年、介護専門紙の記者をしてきました。その立場から、2024年4月から訪問介護報酬が引き下げられ、高裁判決があった2024年2月以降、さらに悪化している現状についてお伝えします。

特に、原告の佐藤昌子氏が訴えている、地方の中山間地からの崩壊が目立ち、訪問事業所がない自治体が107町村、残り1が272市町村で、これは2024年の6月末から12月の間に起きました(『赤旗』調査)。

こうした現状を背景に、地方から声が挙がってきました。全国223市区町村議会で、訪問介護現場の窮状に対する陳情・請願が採択され、国へ215本の意見書を提出。また、13県議会で国に対して意見書を上げています。国へ届いたケースは、全国市区町村議会約1700のうち約12%、都道府県議会47のうち約30%に相当する(中央社会保障推進協議会。2025年2月21日調査結果を公表)。

意見書のほとんどは「訪問介護の基本報酬引き下げ撤回」「訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げ」「国庫負担割合の引き上げを財源とした介護報酬引き上げの再改定を早急に行う」「処遇改善及び人材の確保・育成に向けた支援の強化」「医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める」などだが、中でも「移動時間に応じた引き上げを行う」「都市部と地方部での経営実態の違いを踏まえて、介護事業経営調査の見直しを図ること」もある。これは原告が求めてきた、移動についての調査であり、厚労省の「介護事業経営実態調査」への疑問と同じである。

移動への調査は原告がずっと訴えてきた内容であるが、その点、被告は回答を避け続け、「介護事業経営実態調査」から曖昧な説明でごまかしてきた。今回の地方からの意見書により、移動の調査が行われていないこと、手当をしていないことは明らかになっている。2019年からずっと原告は問題を追及してきたにもかかわらず、回答を回避してきた国の責任を厳しく問うて頂きたい。

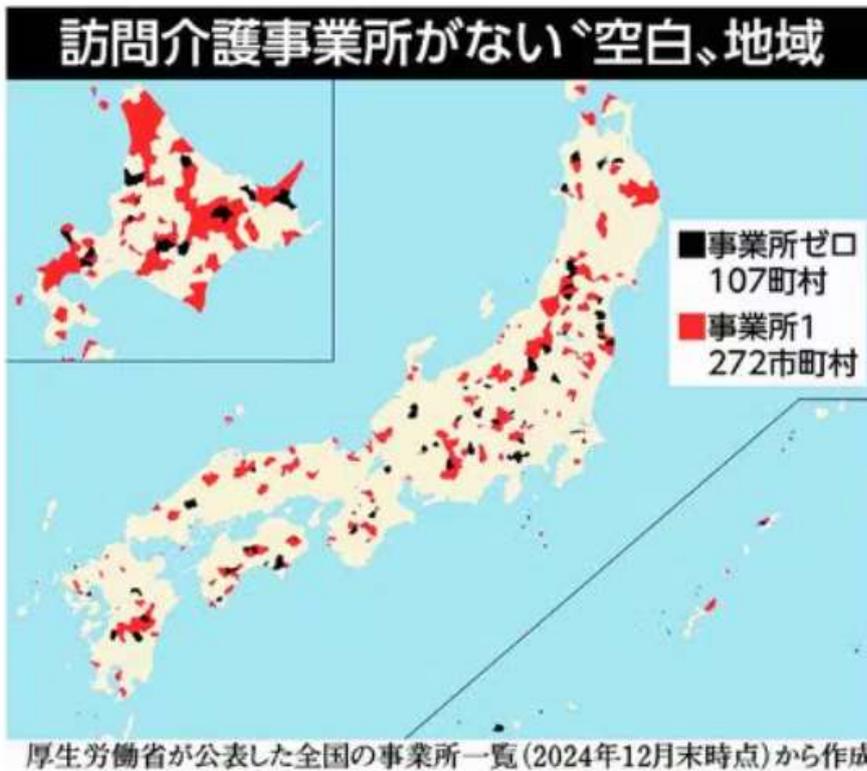
また、意見書からはケアを受けられない実態も示され、このことは生存権を保障する日本国憲法第25条の規定に違反すると言えます。最高裁判所においては、訪問介護の現場について再度検討し、三権分立を守り公正に判断してください。

議会から深刻な声

神奈川県葉山町議は、24年12月13日に国に意見書を提出。「介護保険制度は施行24年が経過したが、重い費用負担のために必要なサービスを利用できない実態が広がり続けており、家族介護を理由とした介護離職も高止まり」。島根県江津市議会では、「訪問介護事業の基本報酬引き下げを撤回し、移動時間(あるいは距離)に応じた引き上げを行うとともに、国庫負担割合の引き上げを財源とした介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと」を求める意見書を24年9月26日に提出。「中山間地域においてはサービス対象者が点在して移動時間がかかることから利益率は極めて低い、あるいはマイナスと

なっているのが実態である」と指摘し、移動時間に応じた引き上げを求めた。

島根県雲南市議会では、「訪問介護サービス基本報酬の見直しと訪問介護の特別地域加算の対象地域及び事業所要件の見直しを求める意見書」を令和6年6月27日に提出。「サービス対象者が点在している中山間地域においては、移動時間を多く要しており、現在の赤字収支がさらに悪化し、訪問介護サービスの維持・継続が困難となり、ひいては、サービスを受けられない「介護難民」が生じることが予想される。」と指摘。高知県宿毛市議会では、「訪問介護事業者への支援と介護事業経営調査の見直しを求める意見書」を24年3月26日に全会一致で採択。「すべての訪問介護事業所の経営状況を把握できる状況になく、介護事業経営実態調査と比較できていない」と行政は答弁。地方の経営実態調査は不十分で、そのため被告の「介護事業経営実態調査」も不十分と言える。議会は、「都市部と地方部での経営実態の違いを踏まえて、介護事業経営調査の見直しを図ること」を国に求めた。



半年間で進んだ訪問介護事業所の消滅

	2024年6月末		24年12月末
事業所ゼロ	97町村	→	107町村
残り1	277市町村	→	272市町村
総事業所数	3万5078 カ所	→	3万4499 カ所